

○國學院大學大学院経済学研究科税理士試験支援奨学金制度規程

平成26年10月 1 日

(目的)

第1条 この規程は、國學院大學（以下「本学」という。）大学院経済学研究科の学生が税理士試験の合格を目指し、本学が指定する外部セミナー（以下「セミナー」という。）に参加するために必要な費用を支援する税理士試験支援奨学金制度（以下「本制度」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、本学大学院経済学研究科博士課程前期キャリアコースに在学し、税理士試験1科目以上に合格している者とする。

2 前項の者は、標準修業年限内の者に限る。

(給付額及び給付回数)

第3条 奨学金の給付額は、受講料（セミナーの学習プランに係る受講料のうち、オプション費用を除く。）相当額の50パーセントとする。また1回につき10万円を上限とする。

2 給付回数は、在学期間中に2回までとする。

3 前2項の給付について、同一科目に関しては1回限りとする。

(奨学金を給付された者の義務)

第4条 奨学金を給付された者は、次のことを実行しなければならない。

- (1) セミナーを受講し、80パーセント以上出席すること
- (2) 特段の事情がない限り、セミナーが実施する月例テストを受験すること
- (3) 本学大学院経済学研究科博士課程前期を修了すること

(応募方法)

第5条 奨学金の給付を希望する者は、所定の期間に次の書類を経済学研究科委員長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の願書
- (2) 本学所定の誓約書
- (3) セミナーの受講料（セミナーの学習プランに係る受講料のうち、オプション費用を除く。）領収書（納付書）
- (4) 税理士試験科目の合格通知書（写）
- (5) 個人情報の提供に関する同意書

(6) その他本学が指定する書類

(採用方法)

第6条 奨学金を給付される者の採用は、書類選考及び面接を大学院経済学研究科委員会が行い、同研究科の推薦に基づき学長がこれを決定する。

(採用の取り消し)

第7条 奨学金を給付された者が休学又は退学し、又は第4条各号に定める義務に違反したときは、本学は採用を取り消すことができる。

(返還)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合、奨学金を給付された者は、原則として奨学金の全額を返還しなければならない。

(1) 第4条に規定する義務を果たせなかったとき

(2) 第7条により採用を取り消されたとき

(3) 國學院大學大学院学則第37条の適用を受けたとき

2 次の場合は奨学金を給付された本人の申し出により、半額を上限として返還の減免措置を講ずることができる。

(1) 健康上の理由又は経済的事情により、休学又は退学し、奨学金を給付される資格を喪失したとき

(2) 第4条第3号の規定によるとき

(3) その他相当の理由があることを本学が認めたとき

3 前項の減免措置は、経済学研究科委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(セミナーの決定)

第9条 セミナーは、経済学研究科委員会の議を経て、学長がこれを決定する。

(事務)

第10条 この制度の事務は、教学事務部大学院事務課が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。